

県外通学学生応援事業 Q & A

Q 1 : 渋川市から埼玉県（大宮等）の大学に通学していますが、補助対象になりますか？

A 1 : 対象になりません。令和6年度については東京都、千葉県、神奈川県に所在する大学等に通学する方のみが対象となります。

Q 2 : 県外通学学生応援事業が始まる前から東京圏の大学等に通学していましたが、過去に通学していた分は補助対象となりますか？

A 2 : 令和6年度から事業を開始したため対象になりません。令和6年4月1日以降の通学定期券が対象となります。ただし令和6年4月1日をまたぐ期間で定期券を購入している場合は4月1日以降の費用負担分について日割り計算をし、補助対象とすることが出来ます。

Q 3 : PASMO や Suica などの通学定期券をモバイル版を利用している時は、定期券の写しはどのように提出すればよいですか？

A 3 : 購入者の氏名がわかる通学定期券情報が表示されているスマートフォン画面をスクリーンショットしていただき、プリントアウトするか、ページ最下段記載の市民協働推進課移住定住支援係のアドレスに、その画像を送信していただくことで、提出書類として取り扱います。

Q 4 : 申請は学生本人が行かないと受け付けてもらえないですか。また、親族が代わりに申請に行く場合は、委任状等が必要なのですか。

A 4 : 申請に関しては本人でなく、ご親族が代わりに来ていただいても大丈夫です。その際に、委任状等も必要ありません。ただし、申請者名は学生本人もしくはその親御様の名前を記入していただく必要があります。

Q 5 : 補助金交付申請は1年に1回だけですか？

A 5 : 申請者1人につき最大で12か月分の申請が可能です。

Q 6 : 補助金は請求後、いつ頃支払いがされますか。

A 6 : 申請書等に不備がなく、審査を通過すれば、概ね1か月以内には支払われる予定です。

Q 7 : 通学支援金の振込口座は学生本人の口座でないと、だめですか。

A 7 : 振込先の口座は、申請者本人の口座でなくても大丈夫です。なお、振込口座が申請者本人でない場合は、請求書に記載されている委任状欄にも記載いただく必要があります。

Q 8 : 定期券以外に回数券等は対象となりますか。

A 8 : 県外通学学生応援事業は、通学定期券のみを対象としているため、それ以外は対象になりません。

Q 9 : 東京都内の大学に通学していますが、利用している大学の最寄り駅が東京都内ではありません。補助対象となりますか。

A 9 : 通学している大学の所在地が東京都、千葉県、神奈川県に所在していれば補助対象となります。

Q 10 : 渋川市に居住していますが、渋川市内の駅を利用していない場合も、補助対象となりますか。

A 10 : 本制度は渋川市内の駅を出発点とすることを交付要綱に定めているため、渋川市内の駅を出発点としていないものは対象になりません。